

「水防災意識社会再構築ビジョン」

大規模氾濫減災協議会制度の創設

「水防災意識社会再構築ビジョン」の背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

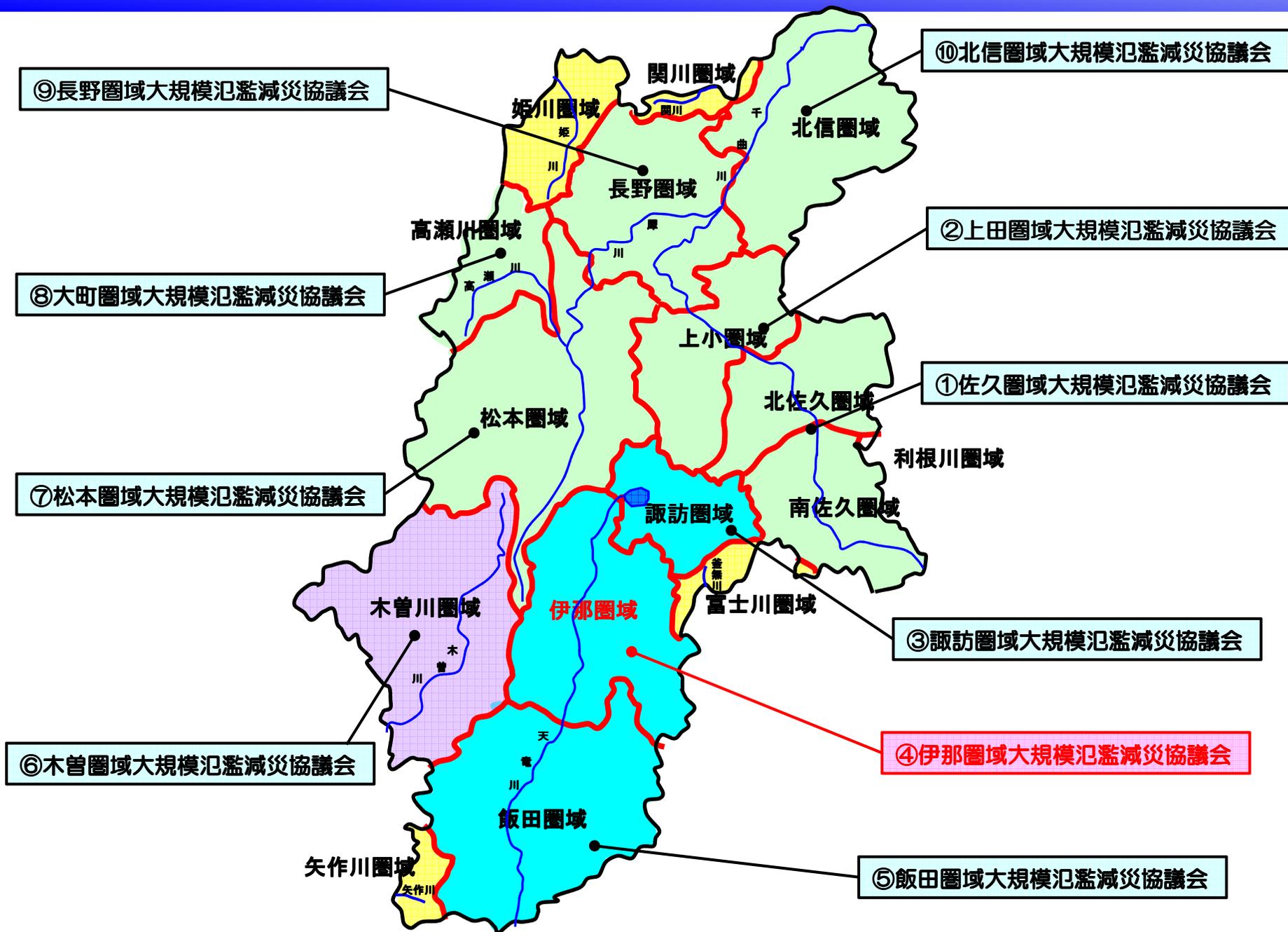
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

【平成27年9月 関東・東北豪雨】

【平成28年8月 台風10号】



長野県における大規模氾濫に関する減災協議会



大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。 **長野県では10圏域毎に設置**
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

協議会の構成員

必須構成員

都道府県・市町村

水防管理者

河川管理者

気象台

任意構成員

近隣市町村

国土地理院

警察

消防

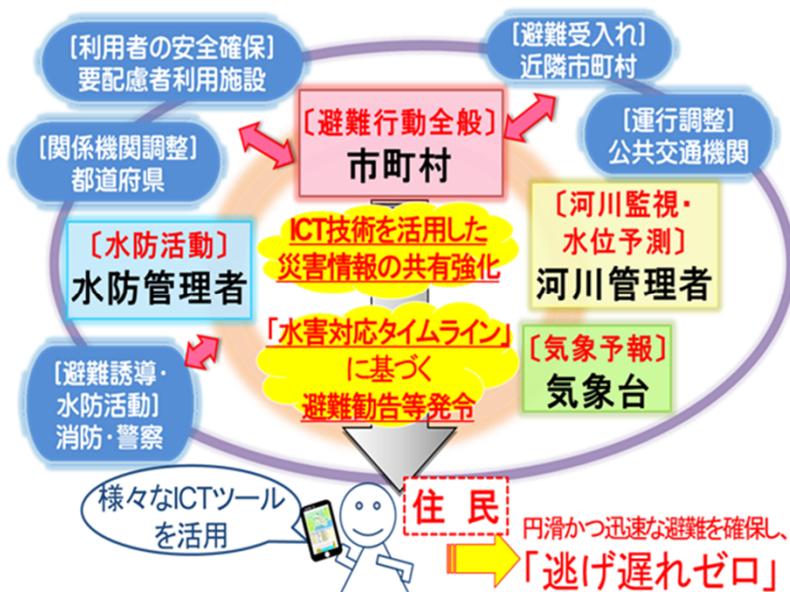
自衛隊

民間事業者

等

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



<災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”>

	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 台風上陸 の可能性	台風上陸 3日前 ○台風予報 ○台風に関する記者会見	体制の 早期構築 ○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	運行停止の可能性を 早めに周知 ○交通サービス 運行停止予告	広域避難の可能性を 早めに周知 ○広域避難体制の 確認・周知 ○防災用品の準備
災害発生 の危険性	台風上陸 1日前 ○台風に関する記者会見 (特別警報発表の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○はん濫警戒情報	○リエゾンの派遣 ○所管施設の巡視	○運行停止手順の 確認・公表 ○広域避難者の誘導・ 受入	早期に 広域避難を開始 ○広域避難の開始 確認・公表 ○広域避難の開始
台風接近	台風上陸 12時間前 ○はん濫危険情報	○市町村長へ事態切迫 状況の伝達	○運行停止 ○施設保全・待避終了	台風上陸前に 避難を完了 ○避難勧告・指示 ○屋内安全確保
台風上陸	0時間前 ○はん濫発生情報	○TEC-FORCE活動 (道路啓閉等) ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの 公表	早期復旧・再開が可能 となるように運行停止 ○支援の要請

県管理河川における「大規模氾濫減災協議会の設置」

減災のための地域の 取組方針(素案)の作成

圏域における現状と課題

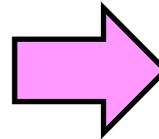
- 過去の水害からみる地域の特徴
←近年の浸水被害状況
- 洪水時に甚大な被害が想定される地区
←洪水浸水想定区域図、重要水防箇所、
拠点等施設の情報

■減災に係る取組状況の共有と課題の整理

- ・市町の避難情報発表に資する情報提供
- ・住民の避難行動に資する情報提供
- ・防災訓練、避難訓練及び水防災教育等
- ・河川改修等ハード整備の実施状況

5年間で達成すべき地域の 取組目標(案)の設定

- 取組目標と、目標達成に向けた取組の3本柱

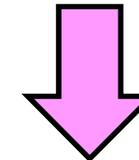


協議会 (設置)

【平成30年2月26日】

減災のための地域の 取組方針(案)の策定

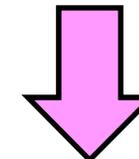
- 協議会での意見やH29出水期の状況・課題を踏まえた、概ね5ヶ年で実施する取組



協議会 (年1回)

【平成30年度～平成33年度】

- フォローアップ
- 取組の進捗状況確認
- 取組方針の見直し、改善による取組強化



目標達成

【平成33年度】

大規模氾濫減災協議会の留意事項

協議会の円滑な運営

- 協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討などを実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効。

協議事項の尊重義務

- 協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負う。そのため、「地域の取組方針」としてとりまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして取組を推進。

(水防法第15条の9第3項、同15条の10第3項)

取組内容の公表

- 協議会の取組内容については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

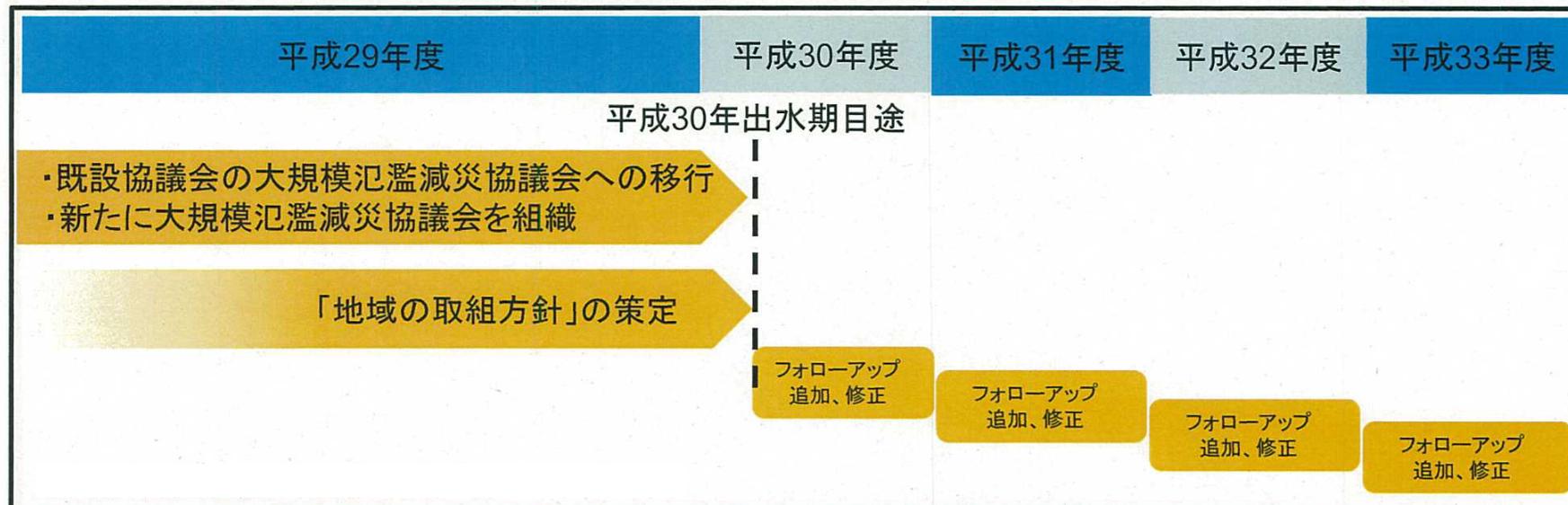
取組内容のフォローアップ

- 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進。

大規模氾濫減災協議会の当面のスケジュールについて

当面のスケジュール

- 平成30年出水期までを目途に、国管理河川、都道府県管理河川の全ての対象河川において、大規模氾濫減災協議会を組織し、「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を実施。



都道府県大規模氾濫減災協議会の設置に向けた支援

- 各地方整備局に相談窓口を設置
- 国協議会での先行事例等の情報提供
- 国がアドバイザー等として参画
- 国協議会と合同で都道府県協議会を開催
- 協議会の取組方針に基づき実施するハード・ソフト一体となった事業に対する財政支援(防災安全交付金)